

第3期愛知県国民健康保険運営方針について

1 策定の目的・経緯

本県では、県と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針として、愛知県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という)を策定している。

国保運営方針は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2に基づき策定しており、第2期の国保運営方針の対象期間(2021年度から2023年度【3年間】)の満了を踏まえ、国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(2023年6月改定)」及び「保険料水準統一加速化プラン(2023年10月策定)」に基づき策定した。

(都道府県国民健康保険運営方針)

国民健康保険法第82条の2

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- 五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項
- 六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

2 対象期間

2024年度から2029年度(6年間)。なお、2026年度に検証を行い、必要な見直しを行うとともに、大きな環境変化などが生じた場合には、見直しを検討する。

3 第3期国保運営方針のポイント

全体方針

- 県と市町村が一体となって国民健康保険を運営するとともに、広域化、効率化の推進を図るため、統一的な方針を定める。
- 保険者規模の縮小を見据え、安定的な財政運営や効率的な事業を確保しつつ、法定外繰入等の解消、保険料水準の統一に向けた取組、医療費適正化及び予防・健康づくり事業の推進等に取り組むことにより、国保制度の「望ましい均てん化」を図り、更なる安定化を目指す。
- 医療分野のデジタル化による市町村事務の変化に対応する。

主要テーマ	主な取組内容
法定外繰入等の解消 【第1章】	- 赤字市町村ごとの取組状況等の公表(見える化)を行う。 - 県全体としての赤字解消目標予定年度を設定 運営方針の最終年度(2029年度)までの解消が望ましいが、赤字市町村が抱える様々な事情を踏まえ、愛知県赤字削減・解消計画書(赤字市町村が策定する赤字削減・解消計画を取りまとめ総括したもの)における最終の解消予定年度とする。
保険料(税)水準の統一 【第2章】	- 県内の住所地に関わらず同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ保険料(税)となる「完全統一」を将来に見据えつつ、第一段階として、市町村ごとの医療費水準を反映させないこと及び高額医療費を共同負担することにより、「納付金ベースの統一」を行う。 - 完全統一の方針については、被保険者及び市町村に与える影響を総合的に検討し、納付金ベースの統一となる2029年度までに一定の結論を出す。
医療費適正化の更なる推進 【第5章】	- データヘルス計画に基づく保健事業の推進 - 特定健診・特定保健指導実施率向上策の推進 - 糖尿病性腎症重症化予防推進事業の実施 - 重複・頻回受診及び重複投薬等の適正化の推進
広域的及び効率的な運営の推進 【第6章】	- 資格確認書の交付事務等に係る事務の標準化・広域化及び効率化の推進 - 特別療養費に係る事務の標準化の推進 - 保険者努力支援制度の評価向上策の推進 - RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)活用等による事務事業効率化の推進

4 検討の経過

年	月	手続等	検討内容等
2023	7～10月	国保運営方針連携会議(3回)/全市町村アンケート	素案等の検討
	11月	国保運営協議会(1回目)	素案の審議
	12月	全市町村法定意見聴取	素案に対する意見徴取
2024	1月	パブリックコメント	意見徴取
	2月	国保運営協議会(2回目)	最終案の審議
	3月	成案公表	